

広島県告示第九百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
丸石地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市		丸石二丁目			七七〇〇番一九	標柱一号
		丸石一丁目			一六〇三番一〇六	標柱二号
					一六〇三番一四八	標柱三号
					一六〇三番四〇	標柱四号
					一六〇三番九〇	標柱五号
					一六〇三番九四	標柱六号
					一六〇三番三六	標柱七号
					一六〇三番三五	標柱八号
					一六〇三番一七三	標柱九号
					一六〇三番一八八	標柱一〇号
		丸石二丁目			七七八二番一六	標柱一一号
					一六〇三番二八	標柱一二号
					一六〇三番一四七	標柱一三号

七七〇四番一	七七〇四番四	七七一四番
標柱一六号及び一七号	標柱一五号	標柱一四号